配偶者が被害者に面会を要求すること等は、一般的には、被害者の生命又は身体に危害が加えられるおそれを直接に生じさせる行為ではないことから、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律（平成19法律第113号。以下「平成19年改正法」という。）による改正前においては、保護命令による禁止行為とはされていなかったが、被害者への接近禁止命令が発令されている状況であるにもかかわらず、被害者に対し、一定の電話等が行われる場合には、「戻らないといつまでも嫌がらせをされるのではないか」、「もっと怖い目に遭わされるのではないか」などといった恐怖心等から、被害者が配偶者の元へ戻らざるを得なくなったり、要求に応じて接触せざるを得なくなったりして、被害者が配偶者から身体に対する暴力を加えられる危険が高まり、被害者への接近禁止命令の効果が減殺されてしまうことがあり得ることから、平成19年改正法により、被害者への電話等禁止命令が設けられたものである（その後、生活の本拠を共にする交際相手にも拡大されている。）。

3　被害者の同居の子への接近禁止命令（法第10条第３項）

配偶者又は生活の本拠を共にする交際相手に対し、命令の効力が生じた日以後、前に又は同時に発令された被害者への接近禁止命令の有効期間が経過する日までの間、被害者とその成年に達しない子が同居する住居（配偶者又は生活の本拠を共にする交際相手と共に生活の本拠としている住居を除く。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものである。

配偶者が被害者の同居の子へ接近することは、一般的には、被害者の生命又は身体に危害が加えられるおそれを直接に生じさせる行為ではないことから、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律（平成16年法律第64号。以下「平成16年改正法」という。）による改正前においては、保護命令による禁止行為とはされていなかったが、具体的には、配偶者が被害者の幼年の子をその通園先等において連れ去り、配偶者の元に連れ戻してしまうと、その子の身上を監護するために被害者が自ら配偶者に会いに行かざるを得なくなるなど、被害者が配偶者との面会を余儀なくされると認めるべき場合があり、そのような場合には、被害者への接近禁止命令が発せられていても、被害者と配偶者が物理的に接近することにより被害者が配偶者から身体に対する暴力を加えられる危険が高まり、その効果が減殺されてしまうことがあり得ることから、平成16年改正法により、被害者への接近禁止命令の効果が減殺されることを防止するため、被害者の同居の子への接近禁止命令が設けられたものである（その後、生活の本拠を共にする交際相手にも拡大されている。）。

4　被害者の親族等への接近禁止命令（法第10条第４項）

配偶者又は生活の本拠を共にする交際相手に対し、命令の効力が生じた日以後、前に又は同時に発令された被害者への接近禁止命令の有効期間が経過する日までの間、被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者又は生活の本拠を共にする交際相手と同居している者を除く。以下「親族等」という。）の住居（配偶者又は生活の本拠を共にする交際相手と共に生活の本拠としている住居を除く。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものである。

配偶者が被害者の親族等へ接近することは、一般的には、被害者の生命又は身体に危害が加えられるおそれを直接に生じさせる行為ではないことから、平成19年改正法による改正前においては、保護命令による禁止行為とはされていなかったが、具体的には、配偶者が被害者の親族等の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行う場合等には、被害者がその行為を制止するために配偶者との面会を余儀なくされる状態に陥る可能性が高いと考えられる場合があり、そのような場合には、被害者への接近禁止命令が発せられていても、被害者と配偶者が物理的に接近することにより被害者が配偶者から身体に対する暴力を加えられる危険が高まり、その効果が減殺されてしまうことがあり得ることから、平成19年改正法により、被害者への接近禁止命令の効果が減殺されることを防止するため、被害者の親族等への接近禁止命令が設けられたものである（その後、生活の本拠を共にする交際相手にも拡大されている。）。

5　退去命令（法第10条第１項第２号）

配偶者又は生活の本拠を共にする交際相手に対し、命令が効力を生じた日から起算して２月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものであり、平成16年改正法により退去の期間が２週間から２月間に延長されるとともに、当該住居の付近をはいかいすることの禁止が加えられたものである。

第３　保護命令の申立ての手続

1　申立人

⑴　保護命令の申立てをすることができるのは、配偶者又は生活の本拠を共にする交際相手からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた者（「被害者」）である（法第10条第１項本文、第28条の２）。配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第72号。以下「平成25年改正法」という。）による改正前は、生活の本拠を共にする交際相手からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた者は保護命令の申立てをすることができなかったが、配偶者からの暴力と同様に、婚姻と同様の共同生活を営んでいることによる「囚われの身」の状況が存在し、かつ、外部からの発見・介入が困難であり、かつ、継続的になりやすいと考えられるものであること、被害者の保護のために加害者に対する退去命令が必要とされる事案も想定されること、生活の本拠を共にする関係にある場合の主たる判断要素である「生活の本拠を共にする」ことは、外形的事情を踏まえて裁判所が判断可能なものであり、この要件を設けることで保護命令の適用範囲の明確性が担保されることなどが考慮され、拡大されたものである。

⑵　「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含む（法第１条第３項）。

⑶　また、平成16年改正法により、「配偶者からの暴力」については、身体に対する暴力に限らず、これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を含むものとされたが（法第１条第１項）、保護命令の手続の対象となるのは、配偶者からの「身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫」を受けた被害者に限られる（法第10条第１項柱書）。「身体に対する暴力」とは、身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう（法第１条第１項）。

「生命等に対する脅迫」とは、被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう（法第10条第１項柱書）。すなわち、配偶者からの精神的暴力は、一般的には、被害者の生命又は身体に危害が加えられるおそれを直接に生じさせる行為ではないことから、平成19年改正法による改正前においては、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者のみが保護命令を申し立てられるものとされていたが、被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫（以下「生命等に対する脅迫」という。）を受けた被害者については、身体に対する暴力を受けていなくても、その後配偶者からの身体に対する暴力を受ける一定程度の可能性が認められ、その保護の必要性が被害者等から強く求められていること等を受け、平成19年改正法により、一定の要件を充たす場合には生命・身体に危害が加えられることを防止するため、生命等に対する脅迫を受けた被害者についても、保護命令を申し立てられるものとされたものである。

⑷　さらに、平成16年改正法による改正前は、元配偶者に対して保護命令を発令することは認められていなかったが、配偶者からの身体に対する暴力を受けた場合にあっては、離婚直後の時期が一連の身体に対する暴力の危険が最も高まる時期であると指摘されていること、配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に離婚をした場合にあっては、婚姻中の身体に対する暴力と離婚後において配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力は、一体的なものとして評価することが可能であること等の理由から、平成16年改正法及び平成19年改正法により、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であっても、3⑴の要件を満たすときは、当該配偶者であった者に対して保護命令を発令することができることとされたものである（第10条第１項柱書）。なお、生活の本拠を共にする交際相手から身体に対する暴力を受けた後に生活の本拠を共にする関係を解消し、引き続き身体に対する暴力を受けた場合についても、同様に保護命令を発令することができる（法第28条の２における法第10条第１項の規定の読替部分参照）。